

平成31年度労働保険年度更新申告書の電子申請の活用 及び口座振替制度の利用に関するご案内について

I 電子申請の受付期間と申請時の留意事項について

1 受付期間について

2019年6月3日(月)～2019年7月10日(水)

2 電子申請(年度更新申告書)の注意点について

< 全ての申請者の方へ >

① 同一の労働保険番号について二重に申請を行わないでください。
電子申請にて誤った申告を行った場合には、二重に申請することなく、速やかに労働局までご連絡ください。

② 保険料の納付方法について

- ・ 電子納付を利用する場合には、申請時の金額を変更することはできません。
- ・ 納付書による納付を希望する場合には、納付書により、金融機関にて納付のみを行ってください。

③ 申告書の入力誤り、入力漏れに注意してください。
申告書の入力誤り、入力漏れが多く発生しています。特に下表に挙げるケースに注意をしてください。

◎ 申告書の入力誤り、漏れ等のケース(案内2を参照)

	入力誤り等の内容	備考
A	算定基礎額、保険料等の入力 が漏れている。	最も多いケース
B	労働者人数の入力が漏れている。	平成30年4月1日～平成31年3月31日までの月平均人数
C	労働保険番号が誤っている。	アクセスコード(※)を使用した申請の場合には、これらの項目は自動設定等がされるため、誤りは発生しません。
D	保険料率が誤っている。	
E	申告済概算保険料額が誤っている。	※アクセスコード お届けした申告書の右上部に記載されている8桁の英数字コード
F	概算保険料の納付回数(延納)が誤っている。	

< 一括申請を利用する申請者の方へ >

① e-Gov内では申告書の内容のチェックはできない！！
一括申請する申告書は任意の市販ソフト内で作成するため、申告書の内容(労働保険番号、保険料率、保険料等の計算等)に対する計算チェックはe-Gov内では行えません。このため、作成した申告書をe-Gov内に移行させる前に必ず個々の申告書の計算内容等が正しいか確認してください。(アクセスコードを使用する場合には労働保険番号、保険料率、申告済概算保険料額は自動設定されるため誤りは発生しません。)

※ 二重申請や申告書の入力誤り等がある場合には、申請者への確認作業が必要になり、公文書の返送に時間を要することになります。

3 申告書の入力誤り、入力漏れのケースについて(案内1の◎を参照)

(案内2)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・確定保険料 由生業 継続事業

31759 石橋健康被害救済法 一般労働者 C.正しい労働保険番号を入力する。

種別 32701

※提出年月日(平成は元号に注9) (3)事業廃止等年月日(平成は元号に注9)

9年 1月 6日 3日 元号 年 月 日

(4)常時使用労働者数 (5)雇用保険被保険者数 (6)免除対象高年齢労働者数 ※保険関係 ※保険理由コード

55 (項6) 25 (項7) 2 (項8)

東京労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(7) 区分 算定期間 平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで

(8)保険料・拠出金算定基礎額 (9)保険料・拠出金半 (10)確定保険料・一般拠出金額((8)×(9))

雇用保険法適用者分	121,200	12.00	1,597,560
高年齢労働者分	5,590	3.00	557,070
保険料算定対象者分	115,610	9.00	1,040,490
一般拠出金(注1)	185,690	0.02	3,713

B.労働者人数の入力漏れに注意!!

(11) 区分 算定期間 平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日 まで

(12)保険料算定基礎額の見込額 (13)保険料率 (14)概算保険料額((12)×(13))

労働保険料(労災+雇用)	185,690	12.00	1,597,560
労災保険分	121,200	3.00	557,070
雇用保険分	5,590	9.00	1,040,490

D.正しい保険料率を入力する!!
 (※概算保険料の保険料率について、平成31年度の労災・雇用保険料率は、昨年度と変更ありません。)

(15)事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16)事業主の電話番号(変更のある場合記入)

E.正しい申告済概算保険料額を入力する!!

(17)延納の申請 納付回数 3 (項30)

(18)申告済概算保険料額 1,980,000 円

F.延納(3分割)は概算保険料が40万円以上の場合のみ可能!!(保険関係等「111」以外は20万円以上で延納可)

(20)差引額 (イ) 382,440 円 (ロ) 0 円 (ハ) 0 円 (ニ) 0 円 (ホ) 0 円 (ヘ) 0 円 (ヘ) 0 円

(22) 期別納付額

第1期	532,520 円	382,440 円	0 円	150,080 円	0 円	3,713 円	153,793 円
第2期	532,520 円	0 円	532,520 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第3期	532,520 円	0 円	532,520 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(25)事業又は作業の種類 飲食業

(23)保険関係成立年月日

(24)事業廃止等理由

※申請のボタンを押す前に必ず、申告書に計算誤り、入力漏れ等がないか再確認してください。

II 口座振替制度を利用している場合の留意事項について

1 口座振替対象の年度更新申告書の提出について(口座引落としされるために...)

年度更新手続期間内に申告書を提出いただかないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行う事ができませんのでご注意ください。

2 口座振替の登録をしても口座振替の対象とならないケースについて

すでに口座振替制度をご利用の場合でも、以下のようなケースでは口座振替されません。

- ① 昨年度中に事業廃止した場合
- ② 昨年度中に対象労働者がいなくなり労働保険を廃止する場合
- ③ 昨年度中に吸収合併したことにより労働保険を廃止する場合
- ④ 労働保険事務組合へ事務を委託した場合

上記の場合は、必ず管轄の労働基準監督署または労働局で「領収済通知書(納付書)」を入手し、納付手続きを行ってください。